

一 般 教 育 訓 練 明 示 書

2023.4.1現在

講座の名称	普通二種免許取得講座(大型・中型・準中型免許持ち)		
実施方法	① 通学 (昼間 ・ 夜間 ・ 土日) ② 通信 スクーリング (回数 — 回)		
指定講座番号	2420096-1310022-9 (旧番号:24096-131002-9)		
講座の創設年月日	一般教育訓練給付金対象講座の指定期間 平成24(2012)年6月5日	過去一年の講座実績 令和5(2023)年3月31日まで	入講者数(累積) (6人) 修了者数 (6人)
訓練期間	2ヶ月	総訓練時間	32時間
1、教育訓練目標			
①取得目標とする資格の名称、目標レベル	第二種普通免許		
②①に係る資格・試験等の実施機関名称	国家公安委員会		
③当該資格等を取得するための要件または受験資格等	21歳以上で、第一種大型又は中型又は中型8t限定又は準中型又は準中型5t限定免許を取得後、3年以上の運転経歴があること(但し、免許停止期間は除く)		
④当該技能・知識の習得が必須又は有利となる職種・職務及び習得された技能・知識が活用されている業界と活用状況	タクシーなどの旅客運送業、自動車運転代行業		
2、教育訓練の内容			
教科 (カリキュラム)	時間	使用教材名	
入所時適性検査(視力等検査、運転適性検査K2)	1 時限 ※		
学科教習第1段階	7 時限 ※	二種学科教本	
技能教習第1段階	8 時限 ※	二種運転教本	
学科教習第2段階	12 時限 ※	二種学科教本	
		旅客自動車の運転者に対する安全運転の知識	
		旅客自動車の運転者による応急救護処置	
技能教習第2段階	10 時限 ※	二種運転教本	
※1時限は50分間の講義です			
3、受講者となるための要件(この講座を受講するために必要とされている条件など)			
①受講するに当たって必要な実務経験等	21歳以上で、第一種大型又は中型又は中型8t限定又は準中型又は準中型5t限定免許を取得後、3年以上の運転経歴があること(但し、免許停止期間は除く)		
①受講者が受講に最低限有しておくべき資格・技能・知識等の内容及びその水準	21歳以上で、第一種大型又は中型又は中型8t限定又は準中型又は準中型5t限定免許を取得後、3年以上の運転経歴があること(但し、免許停止期間は除く)		
③その他	第一種中型AT8t限定又は準中型5t限定免許をお持ちの方が第二種普通免許(AT限定なし)を取得する場合は、あらかじめ入所前に他校でAT限定解除をしておくこと ※改正道路交通法の施行により、H19.6.1以前に取得した当時の第一種普通免許は現行では第一種中型8t限定免許に、H19.6.2～H29.3.11までに取得した当時の第一種普通免許は現行では準中型5t限定免許に変更となっております。ご自身の運転免許証をよくご覧のうえご確認ください。		

一般教育訓練明示書

2023.4.1現在

4. 教育訓練の受講の実績及び目標達成の状況					
(1) 資格取得状況		集計期間:2022.4.1～2023.3.31卒業まで			
① 昨年度内の受講修了者数		6	人		
② ①のうち目標資格の受験者数		6	人	受験率(②/①)	100.0%
③ ②のうち合格者数		6	人	合格率(③/②)	100.0%
④ 上記②・③の回答者数		6	人		
(2) 受講修了者による講座の評価等					
① 回答者総数		6	人		
② 受講開始時の就業状況等	1 正社員	2	人	②A: 就業者計	6 人
	2 非正社員、派遣社員	3	人		
	3 その他の就業(自営業等)	1	人		
	4 非就業	0	人		
③ 就業中の受講者による講座の評価	1 処遇の向上(昇進、昇格、資格手当等)に役立つ	2	人	③の回答数合計 ※②Aと同数(又はそれ以下)	5 人
	2 配置転換等により希望の業務に従事できる	1	人		
	3 社内外の評価が高まる	0	人		
	4 円滑な転職に役立つ	2	人		
	5 趣味・教養に役立つ	0	人		
	6 その他の効果	0	人		
	7 特に効果はない	0	人		
④ 就業していない受講者による講座の評価	1 早期に就職できる	0	人	④の回答数合計 ※②Bと同数(又はそれ以下)	0 人
	2 希望の職種・業界で就職できる	0	人		
	3 より良い条件(賃金等)で就職できる	0	人		
	4 趣味・教養に役立つ	0	人		
	5 その他の効果	0	人		
	6 特に効果はない	0	人		
⑤ 受講者の就業状況	1 受講中又は受講修了後3か月以内に就職した	0	人	⑤の回答数合計 ※②Bと同数(又はそれ以下)	0 人
	2 受講修了後3～6か月以内に就職した	0	人		
	3 受講修了後6～12か月以内に就職した	0	人		
	4 就職していない	0	人		
⑥ 講座の全体評価	1 大変満足	5	人	⑥の回答数合計 ※①と同数(又はそれ以下)	6 人
	2 おおむね満足	1	人		
	3 どちらとも言えない	0	人		
	4 やや不満	0	人		
	5 大いに不満	0	人		
				評価平均点	4.8 点
5. 教育訓練の受講による効果の把握及び測定の方法並びにそのレベルを受講者に対して明らかにするための具体的な方法					
1に掲げた教育訓練目標に対する技能・知識のレベル到達度の把握・測定方法		受講修了後に当校で卒業検定を行う			
(通信制講座の場合) スクーリングの実施場所、時期、期間・回数		---			
6. 修了を認定するための基準並びに修了を認定する時期及びその方法					
教習計画書に基づき、受講生のレベルに応じた技能教習を行い、技能・知識が到達しているか習得度を把握している。		卒業のための技能検定の合格基準は、100点満点からの減点方式によって採点し、80点以上の者に対して修了を認定する。 学科効果測定の結果は、100点満点中90点以上の者に対して修了を認定する。			

一般教育訓練明示書

2023.4.1現在(2019.10.1消費税率10%対応)

7. 受講中又は修了後における受講者に対する指導及び助言並びに支援の方法		
(1) 受講中の者に対する習得度・理解度に関する具体的な助言・指導の方法	技能教習においては、マンツーマン方式(一部2~3名)による技能教習により、ひとり一人のレベルに応じたきめ細かな指導により、習得度・理解度を把握している。	
(2) 受講中又は修了時における資格取得・就職への具体的なバックアップ体制 (例: 資格取得関連情報や資格関連職種の求人情報の提供方法、早期就職に向けた具体的な相談体制の整備状況)	資格を生かせるであろう求人情報も掲載されている求人情報誌を待合室に設置している。	
8. その他の事項		
指定教育訓練実施者名及び代表者名	株式会社 中勢自動車学校	(代表者名: 榎田浩哉)
住所及び連絡先	三重県鈴鹿市寺家6丁目1番20号	TEL 059-386-1452
施設名称及び施設長名	中勢自動車学校	(施設長: 榎田浩哉)
住所及び連絡先	三重県鈴鹿市寺家6丁目1番20号	TEL 059-386-1452
給付制度担当部署・者	営業推進課営業係	(担当者: 山下有香)
連絡先	TEL 059-386-1452	
教育訓練経費 支払い方法	1. 教育訓練給付金の対象となる経費 (① + ②) 262,900 円	
① 一括払	① 入学料 (税込額) (※割引・還元措置を実施した場合にはその差引き後の税込額とすること。)	35,200 円
② 分割払	② 受講料 (税込額) (※割引・還元措置を実施した場合にはその差引き後の税込額とすること。)	227,700 円
③ 両方可能	(うち、必須教材費)	7,700 円)
	2. 教育訓練給付金の対象外となる経費 (① + ② + ③ + ④) 13,200 円	
	① 副読本代(税込額)	0 円
	② 実習等に伴う交通費・宿泊費(税込額)	0 円
	③ 施設維持費(税込額)	0 円
	④ その他(考查料、卒業検定料、写真代) (税込額)	13,200 円
	3. 総額 (1+2) (税込額) 276,100 円	

〔特記事項〕

上記の料金には、**10%**の消費税が含まれております。今後、税率が改正された場合は、入学料は入校日時点、受講料は各時限の受講時点での税率で精算して頂きます。
 上記の受講料は「フリータイムコース」での料金です。「デイトムコース」の場合は33,000円(10%税込)を差し引いてください。
 上記の料金には、キャンセル料・補修料・再検定料などの追加料金は含まれておりません。
 上記の料金は、キャンペーン等での割引が適用されていない標準価格(定価)です。

教育訓練給付制度の適正な利用に必要な事項について

教育訓練給付制度を適正に利用していただくために、以下の点について十分にご理解いただくようお願いいたします。

- (1) 一般教育訓練給付の支給対象となる教育訓練経費とは、教育訓練の受講に必要な入学料及び受講料（最大1年分）に限られます。
- (2) 受講料には、受講費のほか、受講に伴い必須となる教材費用等も含まれますが、検定試験受験料、補助教材費、補講費、交通費、パソコン等の器材費等は含まれません。また、クレジット会社に対する手数料、支給申請時点での未納の額（クレジット会社を介してクレジット契約が成立している場合を除きます。）も教育訓練経費に含まれるものではありません。
- (3) 現金等（有価証券等を含みます。）や物品の還元的な給付その他の利益を受けた場合や、各種割引の適用を受けた場合には、その還元的な給付額や割引額等を差し引いた額が教育訓練給付金の対象となる教育訓練経費となります。

このため、このような還元的な給付等を受けた場合には、入学料及び受講料の額から当該還元額を控除した額で教育訓練給付金の支給を申請することが必要になります。

なお、当該教育訓練経費に係る領収書又はクレジット契約証明書の発行後、受講料の値引き等により教育訓練経費の一部の還付が行われた場合には、教育訓練給付金の支給申請に際しては、教育訓練実施者が受講者に発行する、還元額等が記載された「返還金明細書」の提出が必要となります。

- (4) 一般教育訓練給付金は、当該教育訓練を実際に本人が受講し、かつ、修了した場合のみ支給されるものです。このため本人以外の者が受講し、又は修了試験等を受験等した場合には、一般教育訓練給付金は支給されません。

また、当該教育訓練の修了試験に際して、あらかじめ解答が添付されている場合等にあつては、当該教育訓練を修了したものと認められていませんので、一般教育訓練給付金の支給を受けることはできません。